

放置したままになっている 空き家はありませんか？

空き家は日本全国で848万户に上ると言われているほどの社会問題。

2024年4月1日からは相続登記が義務化されます。



放置したままの空き家や、相続したきり使っていない建物は、
アートハウスが仲介、買取します。

空き家の活用方法のご提案、金額査定など、
迅速な対応を心がけます。

お気軽にご連絡ください。

長野県知事免許(3)5152号
(公社)長野県宅地建物取引業協会会員

ART HOUSE 有限会社 アートハウス
0265-28-1010
090-1828-1125

〒395-0155 飯田市三日市場316-1
URL : <https://arthouse-estate.com/>
mail : arthouse@mis.janis.or.jp